

## 北ドイツ連邦營業令試訳

田 山 輝 明

### 翻訳にあたって

資本主義の生成・展開との関連において法現象を分析しようとする場合に、「營業の自由」が、法的には、何時頃から、どのようにして認められ、もしくは規制されたのか、ということとを一定の国に素材を求めて研究してみることは意義のあることだと思ふ。この翻訳はそのための基礎作業である。

一八六九年の營業令を翻訳した理由は、西ドイツの現行營業法も一八六九年法の修正という形式をとっており、法制度的にみても一応の基準となること、さらにドイツ資本主義の展開過程からみれば、産業資本が確立し、金融資本の形成へと展開しようとする時期に制定されたものであるから、産業資本確立期における營業政策の一端を知ることができると考えたからである。

北ドイツ連邦營業令試訳

以下に翻訳にあたって注意した点および疑問点を記しておく。

(1) 訳文および訳語については、試訳でもあるのでできるだけ原文に則することに努めた。

(2) Betrieb eines Gewerbes と Gewerbebetrieb はともに「營業経営」と訳した。Gewerbe は、従来、「工業」と訳される場合（後藤清「労働協約理論史」四頁以下）と「營業」と訳される場合（檜崎・蓼沼訳、H・ジンツハイマー著「労働法原理」三〇四頁以下および保木本一郎「ドイツにおける營業警察の展開」(『社会科学研究一九卷六号一〇〇頁以下)）とがある。

本稿では、第三章行商および第IV章市場取引(Markterkehr)の諸規定から考えて、農業などの Urproduktion は含まない、という限定つきで、「營業」という訳語に従った。

(3) *Korporation* については、第八一條の規定から考えて *Innung* と *Zunft* の上位概念として使われていると考えられるので「組合」と訳しておいた。その歴史的意味については、別途に論ずる予定である。なお、拙稿「ドイツ民法の形成と營業令」早法会誌二一巻(掲載予定)参照。

(4) 「」を付した部分は、原文にはないが、理解を助けるために訳者が加えた言葉である。

(5) 營業令の標題は '*Gewerbeordnung für den Norddeutschen Bund, vom 21. Juni 1869* であり、原典は '*Grotelend, Das gesamte deutsche und preussische Gesetzgebungsmaterial, 1869, S. 188 ff.* である。

## 北ドイツ連邦營業令

(一八六九年六月二日)

朕プロイセン等の天成の国王ヴィルヘルムは、連邦参議院およびライヒ議会の協賛 (*Zustimmung*) を経て、北ドイツ連邦の名において次のように命令する。

## 第一章 總 則

**第一條** 營業経営 (*Betrieb eines Gewerbes*) は、本法により例外または制限が規定されもしくは許容されていない限

り、すべての者に許される。

現に營業経営について權利を有している者は、彼が本法の諸要件を満たさないという理由により、營業経営から排除されることはないものとする。

**第二條** 營業経営 (*Gewerbebetrieb*) およびその範圍に関する都市と農村との差別は廃止される。

**第三條** 異なった營業の同時的經營ならびに数個の營業所または販売所における異なった營業の同時的經營も許容される。自家製商品の販売に関する手工業者の制限は行なわれな

**第四條** 同業組合 (*Zünften*) および商人組合 (*Kaufmännischen Korporation*) には、他人を營業経営から排除する権限は帰属しない。

**第五條** 関税法、租税法および郵便法に基づく各營業経営の制限については、本法により何らの変更もうけない。

**第六條** 本法は、鉱業 (第一二二條、第一五三條および第一五四條の諸規定を除く)、漁業、医師の実施 (第二九條、第三〇條、第五三條、第八〇條および第一四四條の諸規定を除く)、薬店の設置および移転ならびに医薬の販売 (第八〇條の諸規定を除く)、教育制度、弁護士および公証人の実務、国外移民業者および移民取扱人の營業経営、保険業者および

鉄道業、富くじ経営、公の船渡場に関する権限および乗船中の乗組員の関係には適用されない。

どの医薬品が自由販売に委ねられるか、ということは、連邦首席 (Bundespräsident) の命令によって定められる。

第七条 「(ぎのものは)」 ラントの法律がそれらについて従前より規定していない限り、一八七三年一月一日から廃止される。

一) 既存の排他的営業権、すなわち営業と結合した権利であって、他人に対し——一般的にであれ一定の営業施設の利用に關してであれ——営業を禁止し、または彼らに対しその点について制限を加えるべき既存の排他的営業権。

二) 排他的営業権と結合した強制Ⅱ独占特権 (Zwangs- und Bannrechte) ¹、ただし皮剥職の特権 (Abdeckereiberechtigung) は除く。

三) 特許状 (Verleihungsurkunde) の内容により、補償なしにその廃止が許されているすべての強制Ⅱ独占特権。

四) 廃止が、これらの諸規定によって確実にはなされていない場合または廃止が権利者と義務者との間の契約によらない場合には、

a) 製粉所、火酒蒸溜業または蒸溜権、醸造業または醸造権もしくは居酒屋 (Schenk=stätte) の所有 (Besitz)

北ドイツ連邦営業令試訳

と結合された諸特権であって、権限を有する者のもとで消費者がその必需品を製粉または醸造させ、もしくは飲物を専らその者から購入するように、消費者に対して強制すべきもの(製粉強制、火酒蒸溜強制または醸造強制)。

b) 都市のパン製造業者または漁夫に帰属している特権であって、都市、郊外またはいわゆる強制使用強権区域の住民に対して彼らの菓子や魚についての需要の全部または一部をもつばら都市のパン製造業者または漁夫から買い取ることを強制すべきもの。

五) 営業施設または営業に関する特許 (Konzessionen) を与えるべき、国庫、組合 (Korporation、營造物 (Institute) または各権利者に帰属している諸特権。

六) 邦 (Staat) および市町村 (Gemeinde) に支払われるべき営業税を除き、営業に關して支払われるべきすべての公課ならびに同様の公課を課すべき特権。

前記の廃止される排他的諸特権、強制Ⅱ独占特権などに対して、権利者に補償を支払うべきか否かおよびどのような方法でなされるか、ということは、ラントの法律が定める。

第八条 このようなことがラントの立法によってすでに従前から規定されている場合を除き、「(ぎのものは)」同時点(第七

条)より、償却 (Ablösung) により廃止される。

一) 第七条の諸規定によって廃止されない強制Ⅱ独占特権。「ただし」義務が、土地所有に課され、組合の構成員に対してこのようなもの「Ⅱ組合員」として課されたは町村区 (Ort) や区 (District) の住民に対しては住所を有するが故に課されている場合に限る。

二) 居酒屋の主人に対して、その経済的需要のために飲物を一定の工場から購入することを強制する権利。

これらの諸権利の償却に関する詳細はラントの法律が定める。

第九条 ある特権が第七条および第八条によって廃止される方に属するかまたは償却可能であることが宣言される方に属するの、か、ということに関する争訟は、法律上の手続によって裁決されるものとする。

ただし、問題がどの官庁によっていかなる手続で裁決されるべきか、不動産に課されている公課は地租であるのかそれとも営業を営むことに対して支払われねばならないのかまたはどの程度がそうなのか、ということを決定することは、ラントの法律に留保される。

第一〇条 法律によって廃止されまたは償却可能であると宣言された排他的営業特権または強制Ⅱ独占特権は、今後もしや

取得されてはならない。

不動産利用営業特権は今後創設されてはならない。

第一条 独立して営業を営む権限については、性によっては何らの差別も設けられない。

独立して営業を営む婦人 (Frauen) は、彼女が既婚であるか未婚であるかを問わず、その營業事務について独立して法律行為を行うことができる。彼女は、その營業経営から生ずる業務に関して、各邦に存在している婦人の法律上の恩典を主張することはできない。この場合には、彼女が營業を一人で営むのかそれとも共同で営むのかということ、彼女がそれを自ら営むのかそれとも代理人を通じて営むのかということからは、何らの差異も生じない。

第十二条 外国法人の營業に関しては、ラントの諸法律はそのままとする。

營業経営に関して、軍人階級、官吏階級 (Soldaten und Beamtenstand) ならびにその家族の身分 (Personen) のために存在している諸制限は、本法により影響を受けない。

第十三条 營業経営に関する認許 (Zulassung) は、いかなる市町村においても、いかなる營業にあつても、市民権に依存してはならない。

これ「市民権」が現存の市町村制のもとで創設されたもの

である限り、営業経営の開始から三年経過後に、市町村役場の要求により、営業者は市民権を獲得する義務を負う。ただし、この場合には、彼に対しその他の規定された (vorgeschriebene) または慣習上の (üblich) 公民簿登録手数料 (Bürgerrechtsgeld) を要求してはならないし、同様に彼が他の場所で取得した彼の市民権を放棄することを要求してはならない。

## 第二章 定着営業

### I 一般的要件

**第十四条** 独立した定着営業を開始する者は、それが行われる市町村区を管轄する、ラントの諸法律による主務官庁に対し、それに関する届出を同時にしなければならない。この届出は行商を営む権利を有する者にも課される。

そのほか、動産・不動産の火災保険会社のために代理商または下請代理商として周旋しようとする者は、代理の引受の際に、そしてこの業務を再び放棄する者または保険会社により再び委託される者は、次八日以内に、その者の住所地の主務官庁へそれに関する報告をしなければならない。植字工・石版印刷工および書籍商・美術商、古本商、貸本屋、閲覧圖書室の所有者、印刷物・新聞・絵画の販売人は、営業開始の際にその地域ならびにその各後発的変更を遅くともその承

継の日に、彼の住所地の主務官庁に届出なければならない。

**第十五条** 官庁は、三日以内に届出の受領を証明する。

開始につき特別な許可 (Genehmigung) が必要とされる営業が、この許可なくして開始される場合には、経営の継続は警察により阻止されうる。

拒絕処分に対しては、訴願が許される。

### II 特別許可の要件

#### 1 特別許可を必要とする施設

**第一六条** 場所柄または営業所の性質により、近隣の不動産の所有者または住民もしくは公衆に一般的に著しい損害、危険または煩しさをもたらしうる施設の建設には、ラントの諸法律による主務官庁の許可を必要とする。「つぎのものは」これに含まれる。

火薬工場、花火製造およびあらゆる種類の発火材の製造用施設、ガス製造・保管施設、石油蒸馏施設、褐灰コーンタール・コーンタールおよびコークス製造施設ただし原料の採掘所以外においてそれが建設される場合に限る、ガラス工場および灰素製錬所 (Ruhriten)、石灰・瓦および石膏假焼がま、祖鉦製出施設、焙焼炉、金属鑄物工場ただしそれが単なる印字版鑄物 (Tiegelgießereien) である場合

を除く、鍛工場、あらゆる種類の化学工場、化学漂白所、ワニス製造工場、じゃがいも澱粉製造工場を除く澱粉工場、澱粉シロップ工場、農作物工場 (Wachstuchfabriken)、腸弦工場 (Darmsaiterfabriken)、屋根紙工場、屋根毛セシ工場、ニカワ煮沸製造所、鯨油煮沸製造所、石けん煮沸製造所、骨焼き窯 (Knochenbrennereien)、骨乾燥窯 (Knöchendarren)、骨料理および骨漂白、動物の毛皮・獣脂溶解・屠殺業・製革業・皮剥業のための施設、肥料および粉末肥料工場、水力電動機のための堰堤 (第三三条)。前記の目録は、当初考えられた前提条件の発生または消滅に従って、連邦参議院の決議により後統のライヒ議會の承認を条件として変更されうる。

**第一七条** かかる施設の許可を求める申立には説明に必要な図面および書面が添付されなければならない。

これらの提出物の完全性に対して言うべきことがない場合には、その企業は、官庁 (第一六条) の告示で規定される新聞における一回の広告により、新施設に対する何らかの異議を一四日以内に提出するようにとの催告付で、公示される。期限は、告示が掲載された新聞が発行された日の満了時から起算され、私法上の権原に基づかない異議は、すべて排除される。

**第一八条** 何らの異議も提出されない場合には、官庁は、施設が公衆にとって著しい危険、損害、煩しさをもたらしうるか否か、ということ審査しなければならない。許可は、現存の建築、火災および衛生警察上の諸規定までも顧慮した審査に基づいて拒絶され、もしくは必要であることが明かになった諸条件を確定して与えられるものとする。後者には、健康と生命に関する危険に対して労働者を保護するために必要である諸命令も含まれる。決定は文書で交付されかつ確定された条件が含まれていなければならない。許可が拒絶されまたは条件付で与えられる場合には、決定は理由を付して交付されなければならない。

**第一九条** 特別の私法上の権原に基づく異議は、裁判官の裁判に移送されなければならない。ただし施設の許可が、その終了に依存せしめられている場合を除く。

これに対し、その他の異議は、当事者と共に審議されなければならない。第一八条中の諸規定による審査と裁決は、この審議の終結後に行なわれる。決定は、企業者と異議申立人との公表される。

**第二〇条** 決定に対しては、次上位の官庁への訴願が許され、それは、決定が敗れた場合に、決定の公表された日から起算して一四日以内に審問 (rechtfertigen) されなければならない。

い。

訴願決定は、当事者に書面をもって公表され、理由を付して交付されなければならない。

**第二条** 官庁、および第一審ならびに訴願審における手続に関する詳細な規定は、ラントの諸法律に留保される。ただしつぎの諸原則は厳守されなければならない。

(一) 第一審または第二審においては、裁決は合議制官庁によってなされなければならない。この官庁は場所と作業場についての調査をさせ、証人と鑑定人を招喚し、宣誓のうえ尋問し、総じて提出された証拠を充分に挙げる権限を有する。

(二) 合議制の官庁が第一審を形成する場合には、異議が全く提出されいなくとも官庁が直ちに許可を与えずかつ申立人が許可の拒絶、または条件付でのみ与えられた決定受領の後一四日以内に口頭の審理を申立てる場合にも、官庁は当事者の招喚および尋問の後に裁決を公判において言渡す。

(三) 合議制の官庁が第二審を形成する場合には、それは、常に当事者の招喚および尋問の後、公判においてその裁決を言渡す。

(四) 企業者（申立人）ならびに異議を申立てた者は、当事者

とみなされる。

**第二条** 挙証されない異議により増大した費用は異議者の負担とし、手続から生じたその余の費用は企業者の負担とする。

新しい施設の認許 (Zulassung) に関する決定において、同時に、費用の分担が確定される。

**第二三条** 水動装置のための堰堤については、第一七条から第二二条の諸規定のほかに、ラントの法律の諸規定が適用されるものとする。

公の屠殺場が十分に存在しまたは建設されている地域において、現存の私的屠殺業の今後の利用およびその新しい施設を禁止することは、ラントの立法に留保される。

一部の地域 (Ortsheile) はとくに第一六条で述べられている種類の施設について規定するが、その他の地域では、かかる施設は全く認められないかまたは特別の制限のものでのみ許される、ということについての諸規定が地方条例によりどの程度まで決められうるのかということを規定することもラントの立法に留保される。

**第二四条** ボイラーの設置には、これが機械営業のためである、そうでないものであれ、ラントの諸法律による主務官庁の許可が必要である。申請には説明に必要な図面および書面

が添付されなければならない。

官庁は、施設の認許 (Zulassung) の可否を、現存の建築、火災および衛生警察上の諸規定ならびに連邦参議院によりボイラーの設置について公布されている一般警察上の諸規定に照らして、審査しなければならない。官庁は実状に応じて許可 (Genehmigung) を拒絶するかまたは条件付で与えもしくは最終的にそれを与える際に必要な防止策および設備を指示しなければならない。

連邦参議院による一般規定が公布されるまでは、各邦に現存する諸規定が適用される。

ボイラーが営業において用られる以前に、施行が許可の諸条項に合致しているか否か、が調査されなければならない。これについて作成された証明書を受領以前に営業を開始する者は、第一七条に定められている罰を受ける。

前記諸規定は、可動ボイラーについても適用される。

訴願およびそれに関する手続については、第二〇条および第二一条が適用される。

**第二五条** 第一六条および第二四条に示されている施設に関する許可は、営業所の状態および性質に何らの変化が生じない限り効力を有し、施設が新しい営業者へ移転する場合でもこの前提条件のもとに更新を必要としない。しかし営業に変更

が生じた場合には、直ちに、第一七条から第二三条または二四条を含めた規定に従つて、それについての主務官庁の許可が必要である。同様の許可は、第一六条に示されている施設の経営における本質的変更の場合にも必要である。ただし主務官庁は、意図された変更が近隣の不動産の所有者または住民もしくは公衆にとって、一般的に、現存の施設と結合しているよりもさらに大きい新たな損害、危険または煩しさをもたらすことはない、という確信を得る場合には、企業の申立により公示 (第一七条) を断念することができる。

これらの諸規定は、本法公布前にすでに存在していた営業用施設 (第一六条および第二四条) に対しても適用される。

**第二六条** ある不動産から近隣の不動産に対してなされる悪影響の防止のための現存する諸権利が、後者 (「近隣の不動産」) の所有者または占有者に私人公訴 (eine Privaklage) を与えている場合に限り、この訴は、当局の許可によつて建設された営業施設に対しては営業経営の中止ではなく悪影響を除去する施設の設置にのみ向けられ、またはかかる施設の実現が不可能であるかもしくは当該営業経営と結合しがたい場合には、損害賠償に向けられる。

**第二七条** その経営が異常な騒音と結合しているところの施設の建設または移転は、それがすでに第一六条から二五条の諸

規定による許可を必要としているものでない限り、地方警察署に届出られなければならない。選定された営業所の近隣に教会、学校またはその他の公の建物、病院または療養所が存在し、それらの規定通りの利用が、その土地 (Stelle) での営業経営により著しい妨害をこうむる場合には、地方警察は、選定された営業所での営業の実行が拒絶されるべきか、条件付でのみ許されるべきかについて、上級行政官庁の裁決を求めなければならない。

**第二八条** 上級行政官庁は、風動連動機の建設の際に、隣接する他人の不動産および公道から離すことについて、警察命令により規定を設ける権限を有する。

## 2 特別の許可を必要とする営業者

**第二九条** 薬剤師および医師（外科医、眼科医、助産婦、歯科医および獣医）としてまたは同格の権原をもって表示され、または邦もしくは市町村の側からかかる者として承認されもしくは公職に任ぜられるべき者は、能力の証明に基づいて与えられる免許を必要とする。ただし免許は、従前からの学問的な博士号授与に依存せしめられてはならない。

連邦参議院は、ライヒの異なった地方における現存の必要性を考慮して全ライヒについて通用する免許を与える権限を

有する官庁を指示し、能力の証明に関する諸規定を公布する。免許の名義は、免許を与える官庁により、連邦参議院によって指定されるべき官報において公表される。

かかる免許を取得した者は、ライヒ内において営業を営もうと欲する場合の選択については、薬局の設置・移転を除き、何らの制限を受けない。

学問的に試験済の業績を理由として前記の試験を免除するには、いかなる条件によるべきか、を決定することは、連邦参議院に留保される。

本法の公布前に邦において医師、外科医、歯科医、助産婦、薬剤師または獣医としての営業に関する権利をすでに取得していた者は、全ライヒについて免許されたものとして適用する。

**第三〇条** 私立病院、私立助産所および私立精神病院の企業者は、上級官庁の特許 (Konzession) を必要とし、これは、企図された営業について出願者の不誠実さを立証する諸事実が存在しない場合に与えられる。

助産婦は、ラントの諸法律による主務官庁の試験合格証明書 (Prüfungszeugnis) を必要とする。

**第三一条** 海船水夫、海船舵手および水先案内人は、必要な知識の所有について主務行政官庁の資格証明書 (Betätigungs-

zeugnis)によつて証明されなければならない。

連邦参議院は、資格の証明に関する諸規定を公布する。この証明に基づいて与えられる証明書は、ライヒ全域について通用し水先案内人の場合は、証書に挙げられた水路について通用する。

航海中の水夫および水先案内人に関しては、条約による特別の命令が存在する限り、そのままとする。

**第三二条** 芝居業者は、營業経営に關し許可 (Erlaubnis) を必要とする。これは、企図された營業経営に關して出願者の不誠実さを立証する事実が存在しない場合に、彼らに与えられる。

演劇上演の一定部門に対する制限は許されない。

**第三三条** 旅館營業、居酒屋、火酒またはアルコールの小売業を営もうとする者は、それに関する許可を必要とする。

この許可は、つぎの場合にのみ拒絶されう。

(一) 出願者に対して、彼が暴飲暴食、禁止された遊び、犯人藏匿または不道徳を促進するために營業を濫用するであらうという仮定を立証する事実が存在する場合。

(二) 營業用地域が、その性質および状態のために警察上の要求を満たさない場合。

ただしラントの政府は、ラントの諸法律に反しない限

り、火酒の一杯売り (Ausschänken) および火酒ならびにアルコールの小売に關する許可を現存の必要性の証明に依存せしめることができる。

**第三四條** ラントの諸法律は、毒物營業および水先案内業については特別な許可 (Genehmigung) を必要とする旨定めることができ、同様に、市場仲裁者 (Marktscheider) の營業は、かかる者として試験され、特許され (konzessionieren) た者によつてのみ許される旨規定することができる。

**第三五條** 營業としての舞踊、体操および水泳の教授は、風俗に反する重罪もしくは輕罪を理由として処罰された者に対しては拒絶されなければならない。

古着、古ベツトまたは古い下着に關する取り引き、古い金屬調度または金屬碎片 (古鉄) に關する小売業ならびにより糸のくずまたは絹、羊毛、木綿、麻の糸くずに關する小売さらに質屋營業は、利欲心からなされた所有權を侵害する重罪もしくは輕罪を理由として処罰された者に対しては拒絶されう。

僕卑貸貸業は、利欲心からなされた所有權を侵害する重罪もしくは輕罪を理由としてもしくは風俗に反する重罪もしくは輕罪を理由として処罰された者に対しては拒絶されなければならない。

本条に示されている営業を始める者は、その営業の開始に際して、主務官庁に対し、このことについて届出をしなければならない。

**第三六条** 測量技師、競売人、会計検査官、貴金属の純分度または何らかの種類の商品の性質、量または適正な包装を確定する者、鑑定人、熟練工、秤量者、測量師、商品検査員、検査官、沖仲仕らの営業は、自由に営むことが許される。ただし、憲法上それに関する権限を有する邦または自治体の官庁もしくは同職組合は、今後もこれらの営業を営もうとする者に現行法規の遵守を宣誓させて公に任命する権限を有する。

いわゆる営業者の行為に特別の信用を与えるかまたはこの行為に特別の法律効果を結合する法律の諸規定は、憲法上それに関する権限を有する邦または自治体の官庁もしくは同職組合により任命された者に対してのみ適用されるものとす。

**第三七条** あらゆる種類の馬車、ゴンドラ、カゴ、馬およびその他の交通手段による地方内の公の交通の維持ならびに公道道路または広場に奉仕する者の営業は、地方警察署による規制に服する。

**第三八条** 中央官庁は、第三五条二項および第三項に示されている営業者がいかなる方法で帳簿をつけ、かつ取引の事業

(Geschäftsbetrieb) の範囲と種類についてはいかなる警察上の統制に服さなければならないか、ということに関する諸規定を公布する権限を有する。

**第三九条** ラントの諸法律は、煙突掃除夫のために掃除区の設置を許すことができる。ただし、掃除区が存在しもしくは設置されているところでは、上級行政官庁は、私権が対立しない限り、掃除区を廃止しまたは変更する権限を有する。したがって、区内の煙突掃除夫に異議権または損害賠償請求権が帰属する場合はこの限りではない。

**第四〇条** 第二九条から第三四条において述べられている免許および許可は、時間的に与えられてはならないし、第五三条および第一四三条の諸規定の条件のもとに取消されることも許されない。

**第三〇条、第三二条、第三三条および第三四条において**〔述べられている営業経営〕に関する許可の拒絶ならびに第三五条および第三七条において述べられている営業経営の禁止に対しては、訴願が許される。手続および官庁については、第二〇条および第二一条の諸規定が適用される。

### 3 営業権の範囲、行使および喪失

**第四一条** 現存の営業の独立の経営に関する権限は、任意の数

の職人 (Gesellen) 、補助者 (Gehüfen) 、あらゆる種類の労働者および本法の諸規定に反しなご限り―徒弟 (Lehrling) を採用する権利をそれ自身のうちに含む。作業員および補助員 (Arbeits- und Hilfspersonal) の選任についで、本法によつて確定される以外の何らの制限も行われない。

補助者および徒弟を採用すべき薬剤師の権限に関しては、ラントの法律の諸規定に委ねる。

**第四二条** 定着営業の独立の経営に関する権限を有する者は、第五九条の諸規定により彼の営業の支店の所在地において、かつ第三章の諸規定が営業鑑札 (Legitimationschein) を要求していない限りこの所在地外においても、営業を行うことが許される。

**第四三条** 営業的印刷物もしくはその他の出版物または造形美術品を公の道路、街道、広場またはその他の公の場所で、公告し、売却し、分割し、縫合せまたは競売広告をしようとする者は、それについて地方警察署の許可 (Erlaubnis) を必要とし、かつこの許可について交付さるべき、その名前で書かれてゐる身分証明書を携帯しなければならない。

この許可は、第五七条の諸条件と基準に従つてのみ拒絶される。

**第四四条** 商人、工場主およびその他定着営業を営む者は、そ

の営業支店の所在地外においても、個人的にまたはその職務中の出張員によつて商品を購入し商品の注文を求める権限を有する。

彼らは、それについて、下級行政官庁によつて発行され暦年の間通用する行商鑑札を必要とする。この行商鑑札は、当該営業者が関税同盟条約により必要とされる営業鑑札によつてすでに関税同盟の全領域について証明されている場合には必要ではない。

かかる行商鑑札の所有者は、目的地へ輸送するためにのみ買い集められた商品の携帯を許され、彼が注文を求める商品については、見本と標本のみの携帯を許される。

**第四五条** 定着営業経営に関する権利は、代理人によつて行使されうる。ただし、これは、問題になつてゐる営業のために特別に規定されている諸要件を充足しなければならない。

**第四六条** 個々の営業経営に関して現存する特別の諸規定が別段の定めをしていない限り、営業者の死後、営業は、寡婦の身分の存続中は寡婦の計算においてまた未成年の相続人が存する場合にはその計算において、第四五条により資格を与えられた代理人によつて営まれることが許される。これは、後見または遺産清算の継続中にも同様とする。

**第四七条** 第三四条および第三六条により特許されまたは任命

された者について代理が許される限り、官庁は、個々の場合について、特許または任命が誰に帰属するのかを定めなければならない。

掃除区が指定されている煙突掃除夫との関係（第三七条）についても同様とする。

第四八条 不動産利用営業権は、本法の諸規定により営業経営について能力を有するすべての者に対し、取得者は営業権を自己の計算において行使してよいという方法において、譲与される。

第四九条 第一六条および第二四条に示されている種類の施設、同様に私的病院、私的産院、私的精神病院の設置、演劇業ならびに第三三条で考えられている営業経営に関する許可（Genehmigung）が与えられる際には、許可を与える行政庁により、事情に応じて一定の期間が定められうる。許可の失効を免れるためには、その期間内において施設または事業が開始され、実施されかつ営業が始められなければならない。かかる期間が定められていない場合には、所有者がそれを利用することなくその受領後まる一年を経過させた場合には、与えられた許可は消滅する。

期間の延長は、重大な理由がない限り直ちに、官庁によって同意されうる。

かかる許可の所有者が、延期を出願し許されることなく三年のあいだ彼の営業経営を停止した場合には、これは消滅する。

第一六条によって建設された施設については、延期の出願は、相続開始または破産宣告によって生じた施設の所有権に関する不確実性を理由としてもしくは上級の権力により、営業が全く行われなくなるほどまたは施設の占有者もしくは所有者に対する著しい損害を伴ってのみ行われうるほど長期間拒絶されてはならない。

延期のための手続は、新しい施設の許可に関するものと同様とする。

第五〇条 本法の出現前にすでに与えられている許可の所有者には、第四九条に定められた期間が同様に適用される。ただし、この期間は、法律公布の日から進行する。

第五一条 あらゆる営業施設の利用の継続は、公共の福祉に対する圧倒的な損失と危険を理由として上級官庁によって何時にても禁止されうる。ただし、その場合には、所有者には証明可能な損害について賠償がなされなければならない。

禁止処分に対しては、訴願（Rechts）が許される。損害賠償のためには、法律上の手続が開かれている。

第五二条 第五一条の諸規定は、本法の公布時においてすでに

存在している營業施設に対しても適用される。ただし、従前、許可が与えられる際にこれを補償なしに取消することが明確に留保されていた場合には、利用の継続の禁止からは、損害賠償請求権は発生しない。

**第五三条** 第二九条に示されている免許は、その基礎となっている証明の誤りが立証された場合にのみ取消されうる。

これらの理由の他に、第三〇条、第三二条、第三三条、第三四条および第三六条において示されている許可および任命 (Bestallungen) は、許可または任命が与えられる際に本法の諸規定により前提にされなければならなかった性質の欠陥が所有者 (Inhaber) の取引もしくは債務不履行により明白になる場合には、同様の方法において取消される。取引または債務不履行により処罰を受ける限りにおいては、裁判官の裁判が留保される。

**第五四条** 營業施設の利用の禁止 (第五一条)、營業經營の禁止 (第一五二条および第三五二条) および免許 (Approval)、許可、任命の取消に関して準拠されるべき手続および官庁については第二〇条および第二二条が適用される。

### 第三章 行商 (Gewerbebetrieb im Umherziehen)

**第五五条** 居住地の外で、營業の支店を創設せずにかつ予約注

文なしに、自ら

- 一) 何らかの種類の商品を販売し、
- 二) 何らかの種類の商品を、商人以外の者のもとでまたは公の販売所以外の場所で、再売のために買集め、
- 三) 商品の注文を求め、または、
- 四) 營業的または芸術的給付を——ただしそこにおいてより高い科学的または芸術的利益が支配している場合は除く——

——金銭を対価として与えようとする

者は、第四四条および第六四条を条件として、行商鑑札 (Legitimationschein) を必要とする。

行商鑑札は、農林業、采園および果樹栽培の生鮮生産物の販売または買集めには、必要ではない。

**第五六条** 「つぎのものは」行商による買集めおよび販売から除外される。

- 一) あらゆる種類のアルコール飲料
- 二) 使い古しの着物およびベットの、糸くず、絹、羊毛、麻、木棉の織縁および糸くず、金くずおよび銀くず
- 三) トランプ、富くじ、邦およびその他の有価証券
- 四) 火薬、花火の胴体およびその他の爆発性材料
- 五) 医薬品、毒物および有毒な材料

連邦参議院は、必要がある限り、排除されている各対象物

の販売または買い集めのための許可 (Erlaubnis) が与えられる旨命令する権限を有する。

連邦参議院および個々の場合には連邦宰相は、取引および通商に関する連邦参議院の委員会の審議の後、公的安全または保健衛生を理由として、他の対象物をも規定すべき期間内に行商において販売されたまたは買集められてはならない旨命令する権限を有する。

**第五七条** 北ドイツ連邦内に定まった住所をもちかつ二才を越えた連邦所屬員に対しては、行商鑑札は、第五九条の諸規定の条件のもとで次の場合にのみ拒絶される。すなわち、彼が一) 恐ろしい (abschreckend) または伝染性の病氣にかかった場合

二) 利欲から生じた処罰さるべき行為、所有権を侵害する処罰さるべき行為、風俗に反する処罰さるべき行為、人間の生命および健康に対する故意の攻撃、故意の放火、伝染病または牛疫の伝染もしくは拡大に関する禁止もしくは予防処置に対する違反行為により、最低六週間の輕懲役に処せられまたはより輕い罪の判決を受けた場合でも、判決の後二年以内、輕懲役刑の場合には服役後二年以内市民権の行使が制限される場合

三) 警察の監視のもとにある場合

北ドイツ連邦官業令試訳

四) 常習的労働嫌惡、乞食、放浪、飲酒癖の故に惡評がある場合

官庁は、一四日以内に出願者に対して行商鑑札を与えるかまたは法律上の障害理由を指示して文書で拒絶しなければならない。拒絶に対しては、訴願が許される。手続および官庁については、第二〇条および第二一条が適用される。

外国人には、行商が許される。連邦参議院は、そのために必要な諸規定を制定する権限を有する。

**第五八条** 行商鑑札は、

一) 狩獵および漁獵の独自に得られた産物の買い集めおよび販売に関して、

二) 週市取引の対象物に属する独自に製産された商品の販売に関して、および警察署によって規定されるべき住居地の近隣内における国風上慣習的な營業給付に関して、營業者が彼の住所を有する地方につき管轄権を有する下級官庁によって、

その他のあらゆる種類の行商に関しては、上級行政官庁により、授与される。

法律が營業鑑札の交付を必要としている場合には、これが同時に行商鑑札に代る。

**第五九条** 道路上または行商によりもしくは一定の場所に一

時的にかつ定着營業の設置なしに、公に音楽を演奏し、展覽會、演劇上演またはその他の娯樂を公に催そうとする者は、——そこにおいてより高度な芸術および科学上の利益が支配している場合は除き——その他の諸要件のほかに、給付が企図された地方の官庁による前記の許可 (Erlaubnis) を必要とする。

營業に関する行商鑑札の授与は、上級行政官庁の行政区の状態に相應する数の者に行商鑑札が与えられた場合には、直ちに拒絶される。

旅役者組合には、企業者が第三二条に規定されている許可を有している場合のみ、行商鑑札が与えられる。

**第六〇条** 行商鑑札は、所有者の人相書および所有者により企図された營業の詳しい表示を含む。それは暦年の間についてのみ通用する。その更新は、第五七条に示されている諸要件が存在する限り、拒絶されてはならない。

第五九条に示されている營業經營のための行商鑑札によりそれを発行した上級行政官庁の行政区以外の区における營業權が与えられるのは、それが他の行政区においてその区の上級行政官庁によって拡大された場合のみである。この拡大は、行政区の実状に相應する数の者に対しすでに行商鑑札が発行されまたは拡大されている場合には直ちに拒絶される。

**第六一条** 行商鑑札の所有者は、營業經營の実施中これを携帯し、主務官庁の要求に應じて提示しかつ彼がこれを行うことができなるときは官庁の命令により缺欠 (Mangel) の除去まで經營を停止する義務を負う。

**第六二条** 行商は代理人によってなされてはならない。第五八条に示されている目的物の販売——ただしそれが警察署によって詳細に規定されるべき住所地の近隣内においてなされる場合に限る——および同条第二項に示されている營業經營は除かれる。

同伴者を連れるには、商品の運搬のためであれ、連獸の世話のためであれその他の目的のためであれ、鑑札を与えた官庁もしくは出願者が存在する地域の官庁の、行商鑑札に明記された許可 (Genehmigung) を必要とする。この許可は第五七条が企業者に対して行商鑑札拒絶に關して規定している前提条件と形式のもとのみ拒絶せらる。一四才以下の子供については、この許可は与えられない。

**第六三条** 各邦の領域について、詳細に表示さるべき一般的消費対象の行商による販売または買集めを本章の制限規定から除外することは、各邦の立法に留保される。

#### 第四章 市場取引

**第六四条** 見本市、年および週の市に通うことならびにそこにおいて購入し販売することは、平等の権利を有するすべての者にとって自由である。

ただし、従来からの地方の慣習により、第六六条に示されている目的物には属さない一定の手工業者の商品が、週市場において市場 (Marktort) の住民によつてのみ販売されうる場合には、上級行政官庁は、市町村役場の申立により週市場における同一商品の外来の販売人を許可することなく、土着の販売人にかの手工業者の商品の従来からの週市場取引の継続を許すことができる。

外国において連邦構成員に対して命ぜられている諸制限の広報としての外国人の市場取引の諸制限は、連邦参議院に留保される。

**第六五条** 見本市、年市および週の市の回数、時期、期間は、主務行政官庁により確定される。

かかる命令に対しては、市場権利者には何らの異議権も帰属しない。損害賠償請求権は、これまで開催された市の回数が命令により減少され、しかも「以前には」より多くの回数が明白にかつ確定的に与えられていた場合にのみ、同人に与えられる。損害賠償請求権を行使しようと欲する市町村は、その権利が特別の負担付権原に基づいているということを証

明しなければならぬ。

**第六六条** 週市の取引の対象は「つぎのもの」である。

一) 比較的大きい家畜を除く天然産物

二) その生産が農業および林業、造園および果樹栽培または漁業と直接的に結合している製品またはその生産が地方の農夫の副業に属する製品またはその生産が日雇労働によつてなされる製品、ただしアルコール飲料を除く。

三) あらゆる種類の生鮮食料品

主務行政官庁は、市町村役場の申立により、さらにその行政区における地方慣習と必要とによれば、いかなる対象が一般的にもしくは一定地域において週市項目に属するか、ということを決定する権限を有する。

**第六七条** 年の市においては、第六六条において挙げられている対象 (Gegensände) の他に消費物およびあらゆる種類の製品を販売することが許される。

ただし、その場で飲むアルコール飲料の販売については、地方警察署の許可を必要とする。

**第六八条** 市場取引は、いかなる場合においても、委託された空間、小屋および用具一式の利用に対する補償となつて使用料以外の負担を課されてはならない。この種の使用料が引上げられることが許されるかおよびどの範囲においてか、

ということについては、本法により何らの変更をうけない。  
使用料の支払いに関し定住者と外地の者との間の差別はなされてはならない。

**第六九条** 第六五条から第六八条までの諸規定の限界に関し、  
地方警察署は、市町村役場の承諾のもとに地方の必要に応じて市場令を制定することができる。すなわち同種の品物の販売のためにも広場を、そして呼び売りまたは歩き売りのために時刻と商品の種類を定めることができる。

**第七〇条** 特別の機会または一定種類の品物のために留保されている市場については、現存の命令が適用される。  
当該取引の拡大は、市町村役場の同意を得て、主務官庁により命令される。

**第七一条** 見本市および市に持込まれるが販売されていない品物の取引制限は、これによつて廃止される。ただし、開市期以外におけるかかる品物の小売りは、品物が市場に持込まれていないとすれば、それが許されるであろうところの条件のもとでのみ許される。

## 第五章 価格の公定

**第七二条** 警察の公定価格は、以下に別段の定めがない限り、今後、規定されてはならない。それが現存する場合には、地

方警察署によつて定められるべき最高限一年の期間内に、廃止されるものとする。

**第七三条** 地方警察署は、パン菓子類の製造人および販売人に対して種々のパン菓子類の価格および重量を、地方警察署によつて定められるべき一定期間中、店頭にあつて外から見える価格表示により公衆に知らせよう命じることができる。  
この価格表示には、無料で警察の検印がなされ、販売期間中は毎日掲示されなければならない。

**第七四条** パン菓子類の製造人および販売人により店頭に表示された価格に従つてのみ、パン菓子類の販売が許可される場合には、地方警察署は、同時に、パン製造人および販売人に対して、店頭に、必要な検査を受けた分銅を有するハカリを備え付けさせ、販売されるパン菓子類の計り直しのためにそれを利用に供するよう命じることができる。

**第七五条** 地方警察署は、宿屋の主人に対して、彼らによつて定められた価格の明細表を提出しかつ客室に表示するよう命じることができる。この価格は何時にても変更可能ではあるが、変更が地方警察署に届出られ、かつ変更された明細表が客室に表示されるまでは、依然として効力を有している。表示された価格の超過を理由とする旅行者の訴願に対しては、仮の決定権が、地方警察署に帰属する。ただし訴訟の道は留

保される。

**第七六条** 地方警察署は、市町村役場と協調して、賃金奉公人およびその他公道や公の広場または宿屋で奉公している者（**第三七条**）に関して、ならびに馬車、馬、椅子籠、ゴンドラおよびその他公の用に供せられている交通機関に関して、公定価格を確定する権限を有する。

**第七七条** 同様に、煙突掃除夫については、その区域が専属に指定されている場合には、地方警察署が市町村役場の了解を得たうえで、また指定区域が一町村（Ortschaft）以上を含む場合には下級行政官庁が、公定価格を確定する。

**第七八条** **第三六条**の諸規定に従って官庁により宣誓のうえ選任される営業者のための公定価格に関しては、本法により何らの変更もなされない。**第三六条**に基づく主務官庁は、これらの者のために、従来、同様のものが存在しない場合にも、公定価格を導入する権限を有する。

**第七九条** **第七三条**から**第七八条**において挙げられている営業者は、確定された価格または公定価格を引下げる権利を有する。

**第八〇条** 薬剤師に関する公定価格は、中央官庁によって確定されうる。ただしその引下げは、自由な協定によって許される。

免許された医師等（**第二九条一項**）の報酬は、協定に任される。ただし、協定なき場合における争いある場合に関する規範として、同一の公定価格が中央官庁によって確定される。

## 第六章 営業者の同職組合

### I 現存の同職組合

**第八一条** 現在法律上存在しているすべての営業者の組合（Korporation）（同職組合 Innungen、同業組合 Zünfte）は存続する。それらの規約（同職組合約款、同業組合約款）は、それが本法の諸規定によりまたは**第九二条**の諸規定によって変更されない限り、効力を存続する。

**第八二条** 同職組合の各組合員は、彼の義務の履行を条件として、何時にても脱退することができ、脱退の後も営業を継続することが許される。脱退者は、規約に別段の定めがない限り、同職組合の財産および同財産により全部または一部が基礎づけられている附属金庫に対するすべての請求権を失う。

**第八三条** つぎの者は、同職組合への加入から排除されうる。

- 一）公民的名誉を喪失した者
- 二）公民的名誉権の行使を一時的に禁止されている者
- 三）破産状態にある者

第八四条 前記の諸規定（第八三条）の条件のもとで、規約に定められている諸条件を充足した者に対しては、同職組合への加入が拒絶されてはならない。

この目的のために調査を実施する必要がある場合には、これは営業の慣行的労働を自力で実施するための能力を証明することに向けられるものとする。そのために解決されるべき諸課題ならびに調査すべき者の調査費を支弁するために支払われるべき金額は、同職組合によって決定される。この場合には、優遇は許されない。

各営業のために指定された特別の試験官庁および従来試験を行う権利を与えられていた委員会の証明書は、それが交付されているところの営業を営むための能力に関する充分な証明である。

当該営業を少なくとも一年間自力で行っている者に対しては、調査の実施を要求できない。

第八五条 同職組合への加入に際して支払われるべき加入金は、全ての組合員にとって平等でなければならない。それが五ターレル以上である場合には、その値上げについて上級行政官庁の許可を必要とする。この許可は、五ターレルを越えていない加入金がこの額を越えるべき場合にも必要である。ある同職組合への加入は、他の同職組合に参加する権利を

排斥するものではない。

第八六条 第八三条一、二、三号に示されている状態の一つに該当する者は、同職組合の決議により同職組合内における選挙権ならびに荣誉権の行使を禁止されることがある。

第八七条 同職組合の組合員の死後、その営業が代理人により、未亡人または未成年の相続人の計算において継統される場合には、故人の権利および義務は、同職組合總會における選挙権を除いて、それぞれ、未亡人である間は未亡人に、未成年者である間は未成年者に移転する。

第八八条 同職組合は、裁判上ならびに裁判外の行為に際しては、その理事会（Vorsand）によって代表される。

その認証（Legitimation）は、彼のかかるものとしての性格に関する市町村役場の職務上の証明によってなされる。

代表権は、法律によって特別代理権を必要とされている業務および法律行為に及ぶ。

規約（同職組合約款、同業組合約款）において、同職組合の対外的代表が、理事会の一構成員もしくは数人の構成員に委任されている限り、これについてはそれによるものとする。

第八九条 不動産の取得、譲渡または質入れならびに同職組合の不動産もしくはその利用権が一年以上にわたって責任を負

担することになるべき消費貸借に関する同職組合の契約は、それが法律上有効であるためには、市町村役場の同意を必要とする。ただし、これは同職組合の現存するすべての義務ならびに第九四条による解散の場合について置かれている諸規定の履行が確保されていることが証明される場合には、拒絶されてはならない。

**第九〇条** 同職組合の収入または財産からその組合員への支払いは、それが規約の明確な規定に基づいている場合にのみ許される。かかる支払いは、決して宿泊のためになされてはならない。

**第九一条** 同職組合の組合費の強制徴収および同職組合の組合員について規約上の規定に違反することを理由として課される罰金は、今後、行政措置 (Verwaltungsweg) によってなされることはない。

**第九二条** 規約の変更は、投票権を有する全組合員が文書により協議の対象を明示されて招集された同職組合の総会で、出席者の絶体多数により決議される。決議は、それが同職組合の収入または財産からのその組合員への支払または同職組合財産のその他の処分を内容とする場合には、上級行政官庁の許可を必要とする。ただし、この許可は、同職組合の全現存債務ならびに解散の場合について第九四条に定められている

諸規定の履行が確保されていることが証明される場合には、拒絶されてはならない。

**第九三条** 同職組合は、投票権を有する全組合員が文書で協議の対象を明示されて招集された総会で、出席者の絶体多数により、その解散を決議することができる。決議は、上級行政官庁の許可 (Genehmigung) を必要とする。この許可は、債務の支払いおよび第九四条の諸規定の履行が確保される場合に与えられる。

**第九四条** 同職組合が解散する場合には、その財産は、まず第一にその債務の支払いのためにそしてその他の義務の履行のために消費されなければならない。同財産の全部または一部が教育施設のためまたはその他の公の目的のために指定されている場合には、同財産からその指定が奪われてはならない。それに関してその他の充分な方法で配慮がなされない場合には、当該財産は、それに課されている義務の引受を対価として市町村に与えられる。

同職組合は、その解散に際して、現時の組合員の間での残余純財産の分配を、その財産が当該組合員等の寄与から発生した限度においてのみ決議しうる。

財産の残余は、規約またはラントの法律に別段の規定が明記されていない限り、解散した同職組合がその住所を有して

いた市町村に、営業目的に利用するために委譲される。

前記の諸規定から、市町村 (Ortsgemeinde) と同職組合との間に意見の相違が生じる場合には、それに関する裁決は、上級行政官庁の権限に属する。

後者 (「上級行政官庁」) は、従来同職組合と結合されていた講習所、扶助組合またはその他の公の目的を有する施設に對して、同職組合解散後、組合権 (Korporationsrechte) を与える権限を有する。

前記の諸規定は、その組合員が死に絶えることによって同職組合が消滅する場合にも適用される。

**第九五条** 市町村役場は、同職組合に関する監視を行なう。それは、組合員の加入および除名、理事 (Vorstände) の選任およびその権利ならびに義務に関する争訟を裁決する。その裁決に對しては、四週間の除斥期間内に市町村役場に提出されるべき、上級行政官庁への訴願 (「道」) が開かれている。

規約の変更または同職組合の解散に関する決議をなすべき同職組合集会には、市町村役場が、その構成員の一人または一人の代理人を通じて立会う。それ (「市町村役場」) は、同職組合のその他の審議には参加しない。

理事の選挙の認可 (Bestätigung) は、今後、市町村役場には属さない。

**第九六条** 同職組合の事業に關して市町村役場に本法よりも大きい権限を与えている法律または規約 (同職組合約款、同業組合約款) の全ての諸規定は、効力を失なう。

## II 新しい同職組合

**第九七条** 同一のまたは類似の營業を獨立して営む者は、同職組合を結成することができる。

新しい同職組合は、規約の認可によって組合 (Korporation) の權利を取得する。

**第九八条** 新たに創設さるべき同職組合の目的は、一般的營業利益の促進にある。

**第九九条** 同職組合規約の許可 (Genehmigung) は、上級行政官庁の権限に属する。

**第一〇〇条** 規約においては、同職組合への加入条件、組合員の權利義務、同職組合員 (Innungsgenossen) に經常分担金が課されるべき基準およびその支払の不履行に結合されている特別の効果、理事会の構成 (Zusammensetzung des Vorstandes) の方法さらにまた共同事業管理のための施設が確定されるものとする。

**第一〇一条** すべての同職組合は、その構成員が同職組合の組合員から選ばるべき理事会 (Vorstand) をもたなければな

らない。

第二〇二条 分担金の額ならびに使用および予算・金庫・会計制度の管理は、同職組合の議決によって規律される。

第二〇三条 第八二条から第九六条までの諸規定は、新しい同職組合にも適用される。

第二〇四条 排他的営業権が許与されていない商人の組合(Korporation)は、本章の諸規定には服しない。

## 第七章 営業補助人、職人、徒弟、工場労働者

### I 職人、補助人および徒弟の諸関係

#### 1 総則

第二〇五条 独立の営業者とその職人、補助人、および徒弟との間の諸関係の確定は、自由な協定の対象である。

何人も、緊急の場合の別段の協定ある場合を除き、日曜および祭日における労働の義務を負わない。

第二〇六条 ラントの法律による主務官庁は、徒弟の就業に際して健康および道徳に対する適切な監視がなされ、かつ未だ学校教育および宗教教育を必要とする徒弟にはそれに必要な時間が与えられるように、留意しなければならない。

地方条例(第一四二条)によって、職人、補助人および徒弟—

—彼らが一八才を越えていない限り——または彼らの各階層(Klasse)は、地方の補習学校へ通学するよう義務づけられ、そして(aber)雇主および親方は、通学に必要な時間を与えるよう義務づけられる。

第二〇七条 すべての営業企業者(Gewerbe=Unternehmer)は、営業と営業地の特別な性質を考慮したうえで、生命および健康の危険に対する労働者の可能な限りの安全のために必要な施設を彼らの費用で設置し維持する義務を負う。

第一〇八条 労働関係または徒弟関係の開始、継続または廃止、その継続期間中の反対給付または第一一三条および第一一四条に挙げられている証明書との授与と内容に係る、独立の営業者とその職人、補助人または徒弟との争訟は、これらの事件のために特別の官庁が存在する限り、これによって裁決される。

かかる特別官庁が存在しない場合には、裁決は、市町村役場によって行なわれる。

市町村役場の裁決に対しては、利害関係人に、一〇日間の除斥期間中における法律上の手続による控訴〔の道〕が開かれている。ただし、仮執行は、これによって停止されない。

地方条例により、現在これに関して指定されている官庁に

代つて、仲裁裁判所 (Schiedsgericht) に裁決が委ねられうる。裁決は、雇庸者と労働者とのつり合いのとれた立会のもとで、市町村役場によつてなされるものとする。

## 2 特別規定

### a 職人および補助人

第一〇九条 職人および補助人は、彼らに委ねられた労働および家制度に関する雇庸者の命令に服従する義務を負う。彼らは、家事労働については拘束されない。

第一一〇条 雇庸者と職人および補助人との関係は、別段の定めがない場合には、各当事者に許されている。四〇日以前に宣告される解約によつて廃止される。

第一一二条 職人および補助人は、「つぎの場合には」契約上の労働期間経過前にかつ事前の解約なしに、解雇されうる。

一) 彼らが、窃盜、横領または不品行を犯す場合。

二) 彼らが、労働契約に従ひ彼らに課されている義務に間断なく従ふことを拒否する場合。

三) 彼らが、警告にもかかわらず、火気および燈火を持って不注意に歩き回る場合。

四) 彼らが、雇庸者またはその家族の構成員に対する暴行ま

たは無礼な名誉毀損につき責を負う場合。

五) 彼らが、雇主の家族の構成員としばしば嫌疑のある交際をまたは共働者を法律違反のもしくは善良なる風俗違反の行為に誘う場合。

六) 彼らが、労働を継続することが不可能になり、または恐ろしい病気にかかる場合。

六号で考えられている場合において、解雇者に補償請求権が帰属する限り、契約の内容および一般の法律諸規定に従つて判断されるものとする。

第一一二条 職人および補助人は、「つぎの場合には」契約上の期間経過前にかつ事前の解約なしに、労働を放棄することができ。

一) 彼らが、労働を継続することができない場合。

二) 雇庸者が、彼ら「(一) 職人および補助人」または彼らの家族の構成員に対する暴行または無礼な名誉毀損につき責を負う場合。

三) 彼「(二) 雇庸者」またはその家族が、彼ら「(一) 職人および補助人」またはその家族を法律違反のもしくは善良の風俗違反の行為に誘う場合。

四) 彼が、彼らに適切な賃金を約定された方法で支払わず、個数賃金の場合に彼らの充分な仕事について配慮しない場

合、または彼が、彼らに対する違法な甘言につき責を負う場合。

五) 労働を継続すれば、彼らの生命または健康が、労働契約の締結に際して認識しえなかったところの明白な危険にさらされるであろう場合。

第二一三条 職人および補助人は、退職の際に、当事者の申立によりかつ内容に対して欠陥がない場合に、市町村役場によつて無料かつ印紙税免除で証明される、彼らの業務の種類および期間に関する証明書を要求することができる。この証明書は、職人または補助人の要求により、その品行にまで拡大されうるものとする。

労働手帳の携帯 (Führung) に関する法律上の義務は廃止される。

第二一四条 職人または補助人は、彼らの親方または雇庸者の選択に関しては制限を受けない。

遍歴義務は行なわれない。同業者 (Geverbegenosse) の側からの援助に対しては、遍歴中の職人および補助人は何らの請求権をもたない。

b 徒弟

第二一五条 営業の習得のために親方のもとで労働する者はす

北ドイツ連邦営業令試訳

べて、習得が授業料または無償の援助を対価として行なわれるのかそれとも労働に対して賃金が支払われるのかという差違に關係なく、徒弟とみなされる。

一八才を越える徒弟に対しては、第一〇六条、第一一六条、第一一七条および第一一九条の諸規定は適用されない。

第二一六条 政治的重罪または軽罪以外の理由により、国民の権利の完全な享受が奪われている者は、復権しない限り、その剥奪期間中、徒弟をもつ権限をもたない。窃盗もしくは詐欺により法律上有効な判決を受けた者また同じ。

第二一七条 徒弟を持つ権限を有しない営業者は、すでに採用している徒弟をも以後、保持してはならない。

権限なく採用されもしくは保持されている徒弟の解雇は、警察上の執行方法により強制されうる。

第二一八条 親方は、徒弟を仕事および助言を通じて有能な職人に養成することに専念しなければならない。彼は、徒弟からこのために必要な時間と機会を他の仕事に使用することによつて奪ってはならない。親方は、徒弟を労働に適するようにな、かつ善良な風俗において保持し不道德や不節制から守るために配慮しなければならない。

第二一九条 徒弟は、親方の父親のような訓練 (Väterliche Zucht) のもとに置かれ、親方不在の場合にはこれに代る職

人または補助人に服従する義務を負う。

**第二一〇条** 徒弟関係は、第一一一条に示されている場合には、徒弟関係終了以前に、親方によって廃止されうる。かかる場合が、特別な退職に該当しない場合には、授業料 (Lehrgeld) は、常に、すでに過ぎ去った期間について支払われるものとする。さらに、第一一一条第一号から第五号までの場合において、徒弟が、彼の退職について動機を与えた場合には、補償として、以後半年分までの授業料が、親方に帰属する。

**第二一二条** 親方が、第一一八条により彼に課されている義務を著しく怠った場合または父親のような訓練権を濫用した場合には、親方の意思に反して、徒弟期間終了以前においても、徒弟関係は廃止される。

これに関する裁決が、親方に対して不利な結果になった場合には、親方は、徒弟のその他の就職より生ずる超過費用の補償をなすよう、法律上の手続により督促されることがある。

親方が徒弟を保持する権限を奪われる場合についても同様とする。

**第二一二条** 徒弟が他の営業もしくは他の職業に移る場合には、徒弟期間の終了前に、親方の意思に反しても、関係は廃

止されうる。この場合には、別段の協定がない限り、以後の授業料は半年分まで親方に支払われるものとする。

**第二二三条** 親方または徒弟の死亡により、徒弟契約は廃止される。

親方または徒弟が合意された義務を履行するための能力をもたなくなる場合にも、一方または他方の当事者の申立により、徒弟契約は廃止される。

両場合においては、別段の定めがない限り、授業料に関する分割 (Auseinandersetzung) は、すでに経過した徒弟期間の全期間に対する割合に従ってなされる。

**第二二四条** 徒弟関係終了の際に、徒弟は、徒弟期間およびその間に習得した知識ならびに熟練および彼の行状について、親方に対し証明書を要求することができる。これは、当事者の申立があり、かつ内容に対して別段言うべきことがない場合には、市町村役場により無料かつ印紙税免除で証明されるべきものとする。

**第二二五条** 徒弟の採用および解雇に対しては何らの手数料も要求されてはならない。

**第二二六条** 第一〇五条から第一一五条および第一一八条から第二二五条の諸規定は、多くは徒弟に関するものであるが、第一〇六条第二項を除いて、薬剤師および商人の補助人およ

び徒弟さらにまた工場の職工長には適用されない。彼らと彼らの親方および雇庸者に対する関係は、以後、現存の諸規定に従って判断される。

## II 工場労働者の諸関係

**第二七条** 第一〇五条から第一四条の諸規定は、工場労働者にも適用される。

**第二八条** 一二才以下の子供は、工場において、規則的な仕事のために採用されてはならない。

満一四才以前においては、子供達は、彼らが上級行政官庁によって許可された学校の一つにおいて、日々少なくとも三時間の学校教育を受ける場合のみ、工場において就業することが許される。彼らの就業は日に六時間を越えてはならない。

一四才を過ぎた若者は、満一六才以前は、工場において、日々一〇時間以上就業することは許されない。この若年労働者についても、彼らが連邦領の各地域に特別に存在する教育制度によればいまだ義務教育年令にある場合については、許容される労働時間は、中央官庁により、日々六時間までに制限される。

地方警察署は、自然現象または災難が工場における規則的

業務を中断し労働需要の増大をもたらした場合には、この労働時間の延長を最大限一時間かつ最大限四週間まで許可する権利を有する。

**第二九条** 労働時間中、若年労働者には、午前および午後に半時間の休憩が、そして正午には完全な休憩が、しかも毎回戸外での運動が与えられなければならない。

労働時間は、朝五時三〇分以前に開始されてはならず、かつ夕方八時三〇分過ぎまで継続されてはならない。

日曜および祭日、ならびに正規の牧師による洗礼志願者の「教育」および堅信札を受ける少年少女の教育のために定められた時間中は、若年労働者は就業させられてはならない。

**第三〇条** 若年労働者を工場内において規則的な仕事のために採用しようとする者は、その点について事前に地方警察署に対して届出をしなければならない。

雇庸者は、彼によって仕事に従事している若年労働者について、その名前、年令、住所、両親、工場への採用およびそこから解雇を含むリストを作成し労働場に掲示し警察署および中央官庁に対して、要求に応じて謄本を提出しなければならない。これらの労働者の数を、雇庸者は、半年ごとに地方警察署に届出なければならない。

**第三一条** 規則的な就業のための若年労働者の採用は、父親

またはその後見人が雇庸者に労働手帳 (Arbeitsbuch) を交付する以前になされてはならない。

本法第一二八条から第一三三条がその最初「の頁」に印刷されるべき労働手帳は、父親または若年労働者の後見人の申立により警察署によって与えられ、「つぎの内容を」含む。

一) 労働者の名前、生年月日、宗教

二) 父親または後見人の名前、身分、住所

三) 従来 of 学校の出席に関する証明

四) 現在の学校関係についての欄

五) 施設 (Anstalt) への採用を表示するための欄

六) そこからの解雇に関する欄

七) 検査に関する欄

雇庸者は、当該労働手帳を保管し、要求があれば常に官庁に提示し労働関係終了の際には父親または労働者の後見人に再び引き渡さなければならない。

第一三二条 前記の諸規定 (第一二八条~第一三三条) の実施に関する監視が特別の官吏に委ねられている場合には、この者に、この監督の実行に際しての地方警察署のすべての職務上の権限、とりわけ工場の恒常的検査権が帰属する。

第一二八条から第一三三条の諸規定に基づいて実施される営業施設の職務上の検査を、その所有者は、常に、とりわけ

夜であっても施設の営業中は、許可するよう義務づけられる。

第一三三条 第一二八条および第一二九条の諸規定の実施により、すでに存在する営業施設から必要な労働力が奪われるべき場合には、中央官庁は、一定期間中、例外規定を公布する権限を有する。ただし最高限一年とする。

本法発効の際にすでに就業している若年労働者については、第一三〇条に規定されている届出が地方警察署に四週間以内になされなければならない。

第一三四条 工場主、ならびに完成品または半完成品の取引を営むすべての者は、彼らのために製品の製作に従事している労働者の賃金を現金で支払う義務を負う。

彼らは、当該労働者に現金を信用貸ししてはならない。

これに対して、労働者には、住居、燃料、土地用益 (Landnutzung)、規則的給養、薬品、医者 of 治療ならびに彼らによって完成されるべき製品の道具および材料が、賃金支払いの際に計算して与えられなければならない。

第一三五条 第一三四条の諸規定は、そこに示されている雇主の家族構成員、補助人、代理人、業務執行者、支配人 (Antwortsche) および仲買人 (Faktor) ならびにその仕事においてここに述べられている者の一人と直接または間接に関係をも

つてゐる營業者にも適用される。

**第一三六条** 労働者（第一三四条）とは、ここでは、工場（Fabrikstätte）の外、工場主または彼らと同等の地位にある者のためにその營業に必要な完成品もしくは半完成品を製作する者、またはこの商品を消費のために販売することを營業とせず、これらのものを彼らに販売する者を含む。

**第一三七条** 第一三四条から第一三六条に違反して現金支払以外の方法でその債権を有する労働者は、その債権の現金での支払を何時にても要求することができ。ただし彼らに對して、支払場所において与えられたものを理由とする異議が提出されない場合に限り。後者は、それが受領者のもとに存在するかまたはこの者がそれから利得を得ている場合に限り、**第一三九条**第二項で考えられている金庫に帰属する。**第一三八条** 第一三四条から第一三六条に違反する契約は無効である。

一定の販売所における当該労働者の必需品の買取り、さらに一般的に労働者およびその家族（第一三四条）の状態の改良のための制度に寄与する以外の目的におけるその儲けの使用に関する、一方の工場主もしくはそれと同等の地位にある者とは方の労働者との間の協定についても同様とする。

**第一三九条** 禁止にもかかわらず、労働者に掛売りされた商品

に對する債権は、工場主および彼らと同等の地位を有する者によつては訴求されえないし、それが当事者間で直接的に發生したのか間接的に取得されたのかという差異に関係なく、相殺その他によつても有効とはされない。

その代りに、このような債権は、彼の属する労働者階級のために当該労働者の居住市町村に存在する疾病救助金庫、葬祭費積立組合、貯蓄組合もしくは同様の共済組合に帰属する。

## 第八章 營業共済組合

**第一四〇条** 任意同職組合（Innung）と結合されまたはその外に存する独立營業者のための疾病共済組合、共済組合、葬祭費用積立組合に加入すべき、行政官庁の地方命令または命令で創設された義務は、廢止される。その他、当該組合に關しては、本法により何らの変更もうけない。

前記目的のための独立營業者の新しい組合は、上級行政官庁の許可によつて法人の權利を取得する。ただし、この權利を取得するためには、國家の特別の許可を必要とする場合に限り。

**第一四一條** 連邦の法律が公布されるまでは、職人、補助人および工場労働者のための疾病共済組合、共済組合および葬祭

費積立組合に関するラントの諸法律は効力を持續する。

地方条例または行政官庁の命令によって創設されている、職人、補助人、徒弟および工場労働者の、一定の疾病共済組合、共済組合または葬祭費積立組合に加入すべき義務は、他の疾病共済組合、共済組合または葬祭費積立組合に属していることを証明する者については、その間、解除される。

## 第九章 地方条例

**第一四二条** 地方条例は、法律によってそれに委ねられた營業上の目的物を羈束力をもって規律することができる。それは、利害關係ある營業者〔の意見〕を聴いた後、市町村の決議に基づいて作成される。それは行政官庁の許可 (Genehmigung) を必要とする。

中央官庁は、法律と矛盾する地方条例を失効させる権限を有する。

## 第一〇章 刑罰規定

**第一四三条** 營業に関する権利は、免許の取消と本法において許されている營業の禁止 (第一五條二項および第三五條) を除いて、裁判官の裁判によっても行政的裁判によっても剝奪されることはありえない。

租税法によって設定されているこの原則の例外は、当該租税法が効力を有する限り、保持される。

出版物を通じての違反行為の場合に、犯罪であるとの裁判官の認識により独立して營業を営む権利を剝奪することを規定しまたは許可しているラントの諸法律は、同様に、そのままとする。

北ドイツ連邦内において、印刷物出版に関する権利およびその營業権が、行政手続によって剝奪されることが許されているラントの法律の諸規定は、本法により廃止される。

**第一四四條** 營業の剝奪に関する諸規定 (第一四三條) を除いて、營業者の職業上の義務に対する違反行為が、本法で述べられている場合以外にどの程度処罰されるのか、ということは、それに関する現行法に従って判断されるものとする。

ただし、刑罰で威嚇して医務員に医師の補助強制を課している彼ら (『医務員』) に関する特別規定は、廃止される。

**第一四五條** 刑罰の最低限度、罰金刑の自由刑に対する關係ならびに第一五三條に示されている輕罪の時効については、ドイツ帝国刑法典の諸規定が適用される。

本章において刑罰によって威嚇されているその他の行為は、それが行なわれた日から起算して三ヶ月で時効にかかる。**第一四六條** 第一三四條から第一三六條までに違反する行為

は、五〇〇ターレル以下の罰金に処せられる。罰金が徴収されない場合には、それに代る自由刑の最高額は輕懲役六月とする。再犯の場合には、刑罰は加重される。

罰金は、第一三九条で示されている債権がそこで与えられている諸規定に従って帰属する組合に帰属する。

すべての確定的有罪判決の言渡は、有罪者の費用において、行政区の上級行政官庁の公の手段によって公示され、かつ同人ならびに利害關係を有する労働者がその住所を有している他の行政区の公報によって公示される。

第一四七条 「(ギの者は)」一〇〇ターレル以下の科料(Geldstrafe)に処せられ、支払不能の場合には拘留に処せられる。

一) 開始において特別の警察許可 (Genehmigung) (特許、免許、任命) を必要とする定着営業を独立して営むことを規定通りの許可なしに企てまたは継続しもしくは許可において確定された諸条件に違反する者。

二) 営業所または場所の状態または性質を考慮して特別の許可を必要としている営業施設 (第一六条および第二四条) を当該許可なしに設置し、または許可がそのもとで与えられたところの本質的条件に従わず、または許可なしに営業所の本質的変更または場所の移転または施設の運営における本質的変更を行なう者。

三) その免許が与えられることなく、自らを医者 (外科医、眼科医、助産婦、齒科医、獣医) であると表示しまたはその所有者が有資格医務員であるという信頼がよび起されるような類似したタイトルをかかげる者。

行為が、同時に租税法に対する違反行為を含む場合には、さらに租税罰に処せられてはならない。ただし量刑の際には、それが考慮されるものとする。

第二号の場合において、警察署は、施設の除去または条件に相応した状態の回復を命ずることができる。

第一四八条 「(ギの者は)」五〇ターレル以下の罰金 (Geldstrafe) に処せられ、不能の場合には四週間以下の拘留に処せられる。

一) 第一四七条において規定されている場合を除き、定着営業を法規に従って届出ることなく開始する者。

二) 第一四条において必要とされている、引継がれた火災保険や代理人の届出および取消を怠る者。

三) 第一四条において必要とされている、経営の場所に関する届出を怠る者。

四) 第三五条に従って彼に対してなされた営業経営の拒絶に対する違反行為をまたは第三五条に規定されている届出を怠る者。

五) 第四三条に対する違反行為をなす者。

六) 商品の注文を求める際に第四四条の諸規定に対して違反行為をする者。

七) 行商鑑札なしに行商を行なう者。

八) 営業経営に際して、当局により規定されまたは許可された公定価格を越える者。

九) 親方として、彼に委託された徒弟に対する義務を著しく怠る者。

一〇) 第一〇七条の諸規定にもかかわらず、官庁の勧告に反する行為をする者。

これらのすべての場合に、可罰的行為が同時に租税法に違反する行為を含む場合には、刑罰は排除される。

**第一四九条** 「つぎの者は」一〇ターレル以下の罰金に処せられ、支払不能の場合には八日以下の拘留に処せられる。

一) 第四四条により営業鑑札を必要とする業務をそれを所持することなくもしくは携帯せずに行なう者。

二) 行商に際して、彼に与えられている行商鑑札を携帯せずまたは他人に譲渡する者。

三) 一定の行政区を定めている行政鑑札(第六〇条)が彼に与えられている行商をその他の行政区において無権利で営む者。

四) 第六一条の諸規定に対する違反行為を行なう者。

五) 行商に際し無権限で同伴者を同伴する者および行商人に無権限で同伴者として奉仕する者。

六) 市場取引のための警察命令に対する違反行為をする者。

七) 第一三〇条および第一三三条に規定されている届出をなしたはリストに記入することを怠る者。

**第一五〇条** 第一二八条、第一二九条および第一三〇条の諸規定に違反して、若年労働者を採用しまたは働かせる者は、五ターレル以下の罰金に処せられ、支払不能の場合には、規定に違反して採用されかつ働かされたすべての労働者のために三日以下の拘留に処せられる。

彼が最近五年間に前記の諸規定に基づいてすでに三回処罰された場合には、彼に対して若年労働者の就業に関する権限の喪失が一定期間または永久に宣告されうる。

彼が最近五年間にすでに六回処罰された場合には、この喪失がしかも最低三ヶ月間宣告されなければならない。

かかる宣告(第二項および第三項)に対する違反行為に際しては、本条第一項において定められている刑罰は、四倍の額まで引上げられうる。

**第一五一條** 警察規定が、営業を行なうに際し営業者の代理人によって犯される場合には、刑罰は、代理人に課される。

処分能力ある代理人が悪意で犯した場合には、両者が法定の刑罰に処せられる。

かかる違反に特許、免許または任命の喪失が結びつけられる場合、もしこれが処分能力ある代理人の悪意によって犯された場合には、これ〔「喪失」〕は代理人によって犯された違反の効果としても行なわれる。そうでない場合には、被代理人は、特許、免許などの喪失に際して、代理人を解雇する義務を負う。

**第一五二条** 営業者、営業補助人、職人、または工場労働者が有利な賃金および労働条件の獲得を目的として、とりわけ労働の停止または労働者の解雇を手段として、協定し同盟することを禁止し処罰する規定はすべて廃止される。

すべての参加者にとって、かかる同盟および協定からの脱退は自由である。かつ後者〔「同盟および協定」〕を理由とする訴も抗弁も容れない。

**第一五三条** 肉体的強制の使用により、強迫により、名誉毀損によりまたは同盟絶交の宣言により他人をしてかかる協定（第一五二条）に参加しもしくは従うよう決意させもしくは決意させようとする者または同様の手段により他人がかかる協定から脱退するのを妨害しもしくは妨害しようとする者は、三ヶ月以下の輕懲役に処せられる。ただし、一般刑法典に

よれば、より重い刑罰に該当する場合はこの限りではない。

## 附 則

**第一五四条** 第一二八条から第一三九条の諸規定は、鉱山、選鉱施設および地中でなされる破砕場または炭坑の所有者ないしは労働者にも適用される。

前記の労働者を、著しい不従順、頑固な反逆的言行または労働の放棄を理由として、刑罰によって威嚇している諸規定は廃止される。

**第一五五条** 本法において、ラントの諸法律が指示されている場合には、これは憲法または法律に基づいた命令の意味に解する。

上級行政官庁、下級行政官庁、市町村役場、地方官庁、下級官庁、警察署、地方警察署という表示を各連邦構成国のいかなる官庁の意味に解すべきかということは、連邦構成国の中央官庁によって告示される。

**第一五六条** 本法の第一章、第二章、第四章から第一〇章は、その公布後三ヶ月して、第三章は一八七〇年一月一日より効力を生じる。

一八六八年七月八日の定着營業に関する法律は、本法公布後三ヶ月からは適用されない。